

件名	屋外広告業の登録について
受付日	令和4年9月13日
ご意見・ご提案の概要	<p>個人で屋外広告業の屋号登録をしている場合、親から子に事業を引き継ぐ際には新規の扱いとなり、従前とは別の登録番号が振られてしまう。</p> <p>従前の登録番号をそのまま引き継ぐことができるようにしてほしい。</p>
県の考え方	<p>ご意見を踏まえ、従前の登録番号を選択することができる取扱いに見直ししました。</p>
担当課	都市建築部 都市政策課